

【騒音・振動】特定建設作業一覧表

項番号がある場合は届出対象です

令和6年6月10日作成

特定建設作業の種類	騒音規制法		振動規制法	
	項番号		項番号	
くい打機、くい抜機または くい打くい抜機	1	もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く	1	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
びよう打機	2		-	-
さく岩機	3	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業	-	-
空気圧縮機	4	電動機以外の原動機を用いるものであって、 その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る さく岩機の動力として使用する作業を除く	-	-
コンクリートプラント又は アスファルトプラント	5	コンクリートプラント：混練機の混練容量が0.45m ³ 以上 アスファルトプラント：混練機の混練容量が200kg以上 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う 作業を除く	-	-
バックホウ	6	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上	-	-
トラクターショベル	7	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上	-	-
ブルドーザー	8	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上	-	-
鋼球	-	-	2	建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破砕機	-	-	3	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業
ブレーカー	-	-	4	手持式ものを除く 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業

【特定建設作業の実施の届出について】

届出対象：特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合

※地域指定されていない場合は不要。災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合は、届出前に作業を行えるが速やかに届出が必要である。

届出時期：作業開始の7日前まで（必着なら郵送可）

届出様式：騒音規制法（様式第9）、振動規制法（様式第9）